

しょう がい ふく し
障害福祉のしおり



えち ぜん ちょう
越前町

はじめに

このしおりは、知的・身体・精神に障害のある人、そしてその家族が、日々の暮らしの中で手引きとして広く利用してもらうためのしおりです。

このしおりが、みなさんの生活の中で少しでもお役に立つことがあれば幸いです。

- 1 このしおりの内容は、おおむね令和5年4月1日現在の状況で作成されていますが、制度によって変更となる場合がありますので、ご注意ください。
- 2 各制度を利用されるときに、いろいろな条件がありますので、くわしいことについては、それぞれの窓口、問合せ先へおたずねください。
- 3 このしおりのほかにも、福祉に関する制度は数多くあります。

もくじ

- 1 障害者手帳 2 ページ
- 2 年金、手当 6 ページ
- 3 共済、貸付、減免等 9 ページ
- 4 医療 11 ページ
- 5 サービス、助成 13 ページ
- 6 相談窓口 19 ページ
- 7 制度一覧 26 ページ

障害福祉サービスについては別冊のサービスガイドをご覧ください。

1 障害者手帳

1

障害者手帳

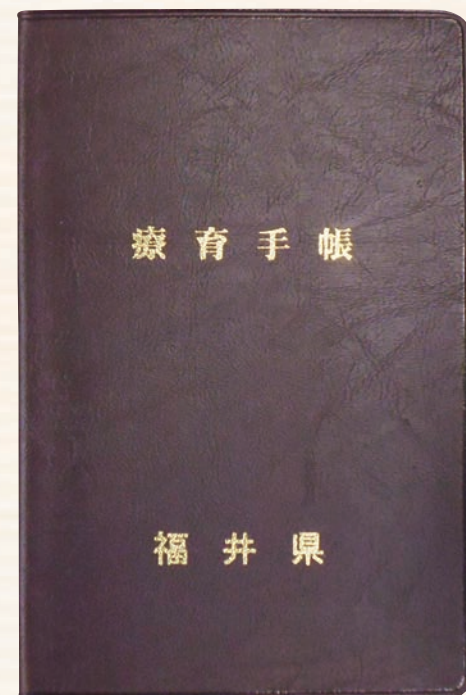
障害者手帳とは障害のある人が、いろいろな支援を受けたり福祉サービスを使うときに、必要な手帳です。

(1) 障害と手帳の種類

障害の種類は大きくわけて、知的障害、身体障害、精神障害の3つがあります。

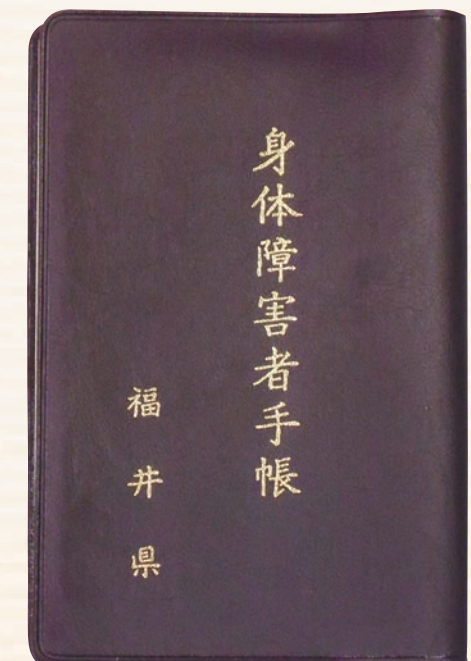
① 療育手帳（知的障害がある人の手帳）

おおむね 18 歳までに、脳にいろいろな障害があらわれ、理解すること・自分で決めること・考えること・おぼえることなどがとても苦手で、日常生活に支援が必要な人のための手帳です。
障害の程度で、A 1・A 2・B 1・B 2 の4つがあります。



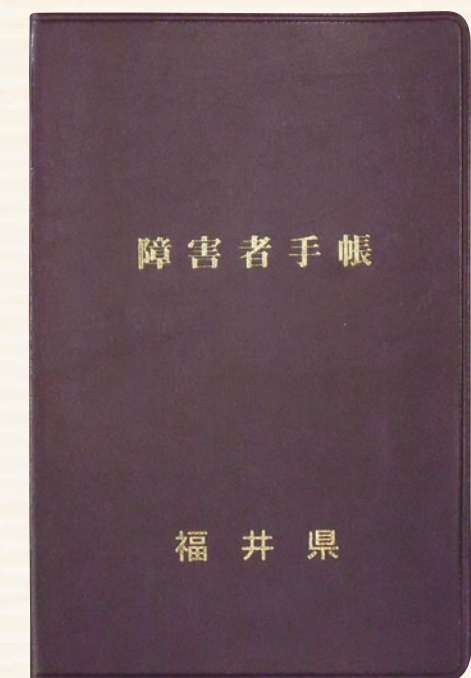
② 身体障害者手帳（身体障害がある人の手帳）

目が見えない、耳が聞こえない、口が動きづらく食べたり話したりができない、手や足が動かない、心臓・じん臓などに治らない障害がある人のための手帳です。障害の程度は、障害の種類によって1級から6級まであります。



③ 精神障害者保健福祉手帳（精神障害がある人の手帳）

統合失調症やうつ病などの精神の病気や自閉症、学習障害などの発達障害のために、日常生活に支援が必要な人のための手帳です。障害の程度で、1級から3級まであります。



1

障害者手帳

（2）障害者手帳の申し込みかた

申請書（申しこむために書く紙）は、越前町役場障がい生活課にあります。申請書の内容や書きかたがわからないときはお問合せください。

（問合せ先） 障がい生活課 電話 0778-34-8723

① 療育手帳

- 必要なもの
- ・写真（大きさ たて4センチ、よこ3センチ）
 - ・朱肉をつかう印鑑
- ふくいけんそうごう はんてい
福井県総合福祉相談所で判定を受けます。



② 身体障害者手帳

- 必要なもの
- ・福井県で決まっている医師の診断書
 - ・マイナンバーが確認できるもの
 - ・写真（大きさ たて4センチ、よこ3センチ）
 - ・朱肉をつかう印鑑



③ 精神障害者保健福祉手帳

- 必要なもの
- ・福井県で決まっている医師の診断書
（年金をもらっている人は診断書がいらない場合があります）
 - ・マイナンバーが確認できるもの
 - ・写真（大きさ たて4センチ、よこ3センチ）
 - ・朱肉をつかう印鑑



（注意）手帳は申しこんでから、もらえるまでに1ヶ月～2ヶ月ほど必要です。

（3）知っていてほしいたいせつなこと

- ① 手帳はとても大事なものです。ほかの人に貸したりすることはできません。
- ② 手帳には、障害の種類や程度により、つかえる期限があります。期限が近くなると、更新のお知らせが届きますので、忘れずに更新を行いましょう。更新で障害の程度が変わることがあります。
- ③ 手帳を無くしたり、やぶれたりしたときは、再交付の申し込みをしましょう。
- ④ 手帳をもらった人がなくなったときは、窓口まで手帳をお持ち下さい。



2 年金、手当

(1) 年金

障害年金とは、20歳以上の人が病気やケガで生活や仕事などがむずかしくなったときにもらえるお金で、2ヶ月に1回もらえます。年金の保険料をおさめている人が対象です。子どもの頃から障害がある場合は、20歳になると同時に受け取ることができます。



●知的障害のある人の障害年金の手続き

① 申しこむところは？

日本年金機構武生年金事務所 または 越前町役場健康保険課
(電話 0778-23-1126) (電話 0778-34-8710)



② 申し込みはいつからできるの？

20歳の誕生日から申しこむことができます。
できるだけその前から準備をしましょう。
20歳を過ぎても申しこむことができます。



③ 必要な書類は何があるの？

請求書、医師が書いた診断書、申立書などです。



●精神障害のある人の障害基礎年金の手続き

① 自分が障害年金を受け取る資格を持っているか確認しましょう。

- ア) 1. 障害の原因となった病気やケガで初めて医師などの診療を受けた日が次のいずれかの間にあること。
- ・国民年金または厚生年金のどちらかに加入している期間
 - ・20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満で国民年金または厚生年金に加入していない期間
- イ) 生活をするのがむずかしい程度の病気であること。
- ウ) 一定の年金保険料を納めていること。

② 大人になってから発達障害などで働くことがむずかしく、障害年金の申請を考えている場合は、相談してみましょう。

Q 年金はいくらもらえるの？

A 障害基礎年金1級は年額972,250円、2級は年額777,800円です。(2022年現在)

Q 会社で働くと年金はもらえなくなるの？

A 会社で働いていても障害基礎年金はもらえます。
ただし、お給料が年間370万4千円をこえる場合はもらえる金額が減らされます。

(2) 手当

2
年金、手当

手当は障害のある人の在宅生活を助けてくれるものです。障害の程度や収入などで、もらえる手当ともらえない手当があります。
施設にはいたり、長く入院している場合、もらえない手当もあります。
どの手当も申しこみをしないともらえません。必要な手当を受けているかどうか確認しましょう。

手当	手当の内容	問合せ先
障害児福祉手当	とても重い障害のある 20 歳未満の子どもがもらえます。	障がい生活課 電話 0778-34-8723
とくべつ 特別障害者手当	とても重い障害のある 20 歳以上の人がもらえます。	
じゅうしょう 重症心身障害児（者） 福祉手当	とても重い障害を重複するか、単一のとても重い障害のある人がもらえます。	
じどうふよう 特別児童扶養手当	重い障害のある子どもを育てている保護者がもらえます。	
とくていしっかんかんじゃ 特定疾患患者特別見舞金	難病などのため 6 ヶ月以上入院し、その治療を受けている人がもらえます。	子ども未来課 電話 0778-34-8725
児童扶養手当	父または母に重い障害があり、子どもを育てている場合にもらえます。	

※それぞれの手当には他にも条件がありますので、問合せ先で確認しましょう。

(1) 障害者扶養共済制度

障害のある人を扶養している保護者が、生きている間に毎月一定の金額を納めることにより、保護者がなくなったり、重い障害を持ったときに、障害のある人へ一定の年金が支払われる制度です。
申しこみは、65 歳未満で特別な病気や障害がなく健康な人ならできます。

障害のある人や子どもってどんな人？

- ① 身体障害者手帳 1 級から 3 級までの人
- ② 療育手帳を持っている人
- ③ 身体または精神にずっと変わらない障害がある人

(問合せ先) 福井県障がい福祉課 電話 0776-20-0634



(2) 生活福祉資金貸付

低所得世帯、高齢者世帯、障害（知的・身体・精神）のある人の世帯に対し、お金の貸付と民生委員児童委員による必要な相談支援により、その世帯が、安定した生活を送ることができるようにすることを目的とした貸付制度です。

(問合せ先) 越前町社会福祉協議会 電話 0778-34-2388

3
共済、貸付、減免等

(3) 減免（税金・公共料金の減免等）

障害の程度や収入によっては手続きをすると税金や保険料などが免除されたり、金額を減らしてもらうことができます。

それぞれの問合せ先で確認しましょう。

① 税金の軽減・・・住民税や所得税などを無しにしたり、安くします。

（問合せ先）住民税 越前町役場税務課 電話 0778-34-8709
所得税 武生税務署 電話 0778-22-0890



② 自動車などの税金の減免・・・自動車などにかかる税金を安くします。

（問合せ先）普通自動車 福井県税事務所 電話 0776-21-8274
軽自動車 越前町役場税務課 電話 0778-34-8709



③ NHK 放送受信料の減免・・・NHK の放送受信料を安くします。

（問合せ先）NHK 福井放送局 電話 0776-28-8855



(1) 重度障害者(児)医療費無料化制度

病気で病院に行ったときに支払った、1 割～3 割の自己負担分のお金が2～3ヶ月後にもどります。

所得が多いと助成できないことがあります。

精神障害は通院のみが対象です。

越前町重度障害者(児)医療費受給資格証	
受給者番号	
加入医療保険	
対象者氏名	
生年月日	年 月 日
住所	
保護者氏名	続柄
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
交付年月日	年 月 日交付
越前町長 印	

対象になる人

療育手帳 ……………A1・A2・B1・B2 の一部の人

身体障害者手帳 ……………1 級～3 級の人

精神障害者保健福祉手帳 …1 級、2 級の自立支援医療受給者

（問合せ先）障がい生活課 電話 0778-34-8723

(2) 自立支援医療

自立支援医療は、障害に関係する病院に行ったときのお金の支払いの一部を無しにします。

自立支援医療には3種類あります。

- 育成医療 主に身体に何らかの障害がある18歳未満の子どもが対象です。
- 更生医療 身体障害者手帳を持つ18歳以上の人が対象です。
- 精神通院医療 精神的な病気で精神科などへ通院している人が対象です。

利用者負担は医療費の1割です。さらに月々に支払う医療費の上限が設定されます。

（問合せ先）障がい生活課 電話 0778-34-8723

(3) 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、75 歳以上の人が入る制度ですが、65 歳から 74 歳の人で下記に該当する場合は、任意で加入することができます。

- (対象者) 知的障害者 A 1、A 2
身体障害者 1 級～3 級、4 級の一部
精神障害者 1 級～2 級

(問合せ先) 健康保険課 電話 0778-34-8710

(4) 限度額適用・標準負担額減額認定証

病院での支払いが高くなるときは、事前に加入する医療保険者に申請することで、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が発行され、病院で自己負担限度額までの支払いにすることができます。

お持ちの保険証に記載されている保険者にお問い合わせください。



(5) 高額医療費制度

同じ月内にかかった医療費の自己負担額が一定の限度額を超えた場合は、申請して認められると、高額医療費として支給されます。

お持ちの保険証に記載されている保険者にお問い合わせください。

(6) 特定疾病療養受療証

特定疾病（人工透析が必要な慢性腎不全、血友病、血液製剤投与による HIV 感染症）については、毎月の自己負担限度額が医療機関ごとに 10,000 円までとなります。

お持ちの保険証に記載されている保険者にお問い合わせください。

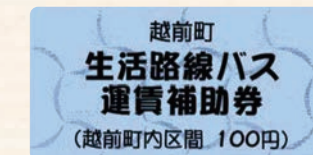
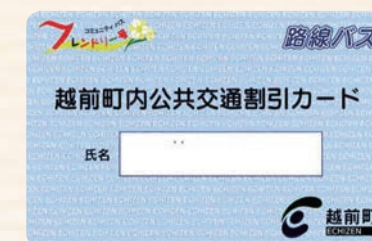
5 サービス、助成

(1) 電車・バス・タクシー・飛行機（公共交通機関）のサービス

① 町内交通機関を利用するときのサービス

● 越前町内公共交通割引カード

越前町内公共交通割引カードを使うと、コミュニティバス、福鉄バス、京福バスは町内 100 円で乗ることができ、デマンドタクシー「チョイソコえちぜん」は 400 円で乗ることができます。福鉄バスと京福バスを利用するとき、「公共交通割引カード」を見せて、「生活路線バス運賃補助券」を使うと町内区間を 100 円で乗ることができます。町外へ出たときは、町外分のバス料金がかかります。



(問合せ先) 企画振興課 電話 0778-34-8702

② 福祉タクシー乗車券

自動車が運転できない人、バスや電車に乗ることが難しい障害の重い人の場合は、福祉タクシー乗車券を申し込むことができます。

(対象になる人)

- ・身体障害者手帳 1 級の人、下肢・体幹・視覚に 2 級の障害のある人
- ・療育手帳 A 1、A 2 の人
- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級、2 級の人

(助成額)

タクシー普通車初乗り運賃額（年間最大 24 枚）



(問合せ先) 障がい生活課 電話 0778-34-8723

③ 旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄をみせて割引になるサービス

療育手帳や身体障害者手帳の中に、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄があります。障害の重い人は第1種、障害の軽い人は第2種と書いてあり、鉄道や飛行機の割引につかいます。



● JR

- ◆ 第1種(障害の重い人)の人とつきそいの人がいっしょに乗車するとき、
本人もつきそいの人でも普通乗車券・回数乗車券・普通急行券・定期乗車券(大人の場合)が、半分の料金になります。
- ◆ 第1種の人や第2種の人がひとりで乗車するとき
※片道100キロをこえる乗車の場合、普通乗車券が半分の料金になります。
※精神障害者保健福祉手帳を持っている人は割引になりません。



● 私鉄電車・路線バス

- 第1種(障害の重い人)の人とつきそいの人がいっしょに乗車するときは、ふたりとも半分の料金になります。
- 第2種の方は、本人だけ半分の料金です。



● 飛行機

会社によって安くなることがあります。チケットを申しこむときに聞いてみましょう。

(2) 有料道路通行料割引

通勤、通学、通院等の日常生活において、有料道路を利用している障害のある人に料金の割引をします。(事前に登録が必要です。)

(対象になる人)

- ① 第1種の知的障害者…介護者が運転する場合
- ② 第1種の身体障害者…障害者または介護者が運転する場合
- ③ 第2種の身体障害者…障害者が運転する場合

(申しこむところ) 障がい生活課 電話 0778-34-8723
(問合せ先) 中日本高速道路株式会社金沢支社 電話 076-240-4930

(3) 在宅障害者訓練等施設通所費助成

障害福祉サービスまたは地域生活支援サービスを利用して、訓練を行う施設に通うためにかかる交通費の一部を助成します。
(※通う距離が片道2km未満の場合を除きます。)



(問合せ先) 障がい生活課 電話 0778-34-8723

(4) 自動車改造助成

身体に障害のある人が、就労等社会復帰を図るため自動車を改造する必要がある場合、改造にかかるお金の一部を助成します。

- (助成額) ・改造にかかるお金の上限100,000円
- (対象になる人) ・身体障害者手帳1級の人
- ・身体障害者手帳2級の上肢、下肢、体幹に障害のある人

(問合せ先) 障がい生活課 電話 0778-34-8723

(5) 運転免許取得費助成

障害のある人が、就労や社会参加などの行動範囲を広げるため自動車の運転免許を取得するときにかかるお金の一部を助成します。

(助成額) 支払うお金の 2/3、上限 100,000 円

- (対象になる人) ・身体障害者手帳 4 級以上の人
- ・療育手帳をお持ちの人
 - ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人



(問合せ先) 障がい生活課 電話 0778-34-8723

(6) 住宅改修費助成 (日常生活用具)

住宅で生活する身体障害者で下肢、体幹機能などの障害により移動機能に障害がある人が、段差解消や手すりの設置など住環境の改善を行う場合に、かかるお金の一部を助成します。必ず改修する前にご相談ください。

(対象になる人)

身体障害者手帳の下肢、体幹 3 級以上 (脳原性を含む)、難病の人

(内容)

段差解消、手すりを取り付ける、床材を取り替える、扉を取り替えるなどの簡単な修繕工事

(基準額)

200,000 円 (1 回限り) 1 割負担



(問合せ先) 障がい生活課 電話 0778-34-8723

(7) 住宅改造費助成

在宅の重度身体障害者が日常生活をより暮らしやすくするため、住居改造にかかるお金の一部を助成します。(新築・増築は対象外)

必ず改造する前にご相談ください。

(対象になる人)

身体障害者手帳の視覚または肢体不自由 1 級・2 級の人

※その他の制度で住宅の改造にかかる費用の支給を受けている人は対象となりません。

(内容)

壁を壊して間口を広げるなど、家の中の区切りを変更するような工事 (住宅の玄関、台所、トイレ、洗面所、浴室など)

(助成限度額) 800,000 円 (1 回限り)

※日常生活用具の住宅改修費の助成を受ける場合は、600,000 円が限度額となります。

※下肢・体幹・脳原性移動機能障害の人は 600,000 円が限度額です。

(問合せ先) 障がい生活課 電話 0778-34-8723

(8) ハートフル^{せんよう}専用パーキング^{ちゅうしゃじょう}利用証制度

障害のある人などが、病院やショッピングセンターなどを利用しやすいよう、利用証をお持ちの人専用の^{ちゅうしゃじょう}駐車場が利用できます。

(対象になる人)

- ① 知的障害、身体障害、高齢、難病により^{ほこうこんなん}歩行困難な人
- ② 妊産婦、けが等により^{いちじてき}一時的に歩行が困難な人

(利用できる駐車場)

^{けん きょうてい むす}県と協定を結んだ施設の身体障害者等用駐車場



(問合せ先) 障がい生活課 電話 0778-34-8723

(9) ヘルプカード

^{ぎそく}義足や心臓・じん臓などに治らない障害がある人、^{にんぶしょき}難病のある人や妊娠初期など、見た目ではわからな人が、^{さいがい}災害や生活の中で困ったときに、^{こま}周囲の人から、^{しゅうい}援助を受けやすくするためのカードです。



ふりがな			
名前			
生年月日	年	月	日
住所			
緊急連絡先			
かかりつけ医療機関			
お願いしたいこと			

(問合せ先) ^{たんなん}福井県丹南健康福祉センター 電話 0778-51-0034
越前町役場障がい生活課 電話 0778-34-8723

① 越前町役場 障がい生活課

療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の手続きや障害福祉サービスにかかる仕事をしています。
障害がある人、障害があるかもしれないと^{しんぱい}心配な人が相談できます。



住 所	電 話	ファックス
〒 916-0192 越前町 ^{にしたなか} 西田中 13-5-1	0778-34-8723	0778-34-1235

② 障害者^{きかん}基幹相談支援センター

越前町相談支援センターさざんか (社会福祉法人 ^{ほうじん こうどうえん} 光道園)



障害のある人とその家族の地域における生活を支援するため、福祉サービスの利用や制度について、いろいろな相談ができる窓口です。

住 所	電 話	ファックス
〒 916-0146 越前町朝日 1 丁目 201 (こども支援センターえがお内)	0778-34-2501	0778-34-2507

③ 福井県丹南健康福祉センター

障害福祉、児童福祉、母子福祉に関する相談や支援および、生活保護、難病に関する相談や支援などを行っています。

住 所	電 話	ファックス
〒 916-0022 ^{さばえしみずおちちょう} 鯖江市水落町 1 丁目 2-25	0778-51-0034	0778-51-7804

④ 福井県総合福祉相談所

知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所、精神保健福祉センターなどの機能を持ち、知的に障害のある人、身体に障害のある人および精神に障害のある人に対する専門的・技術的支援を行っています。

住 所	電 話	ファックス
〒 910-0026 福井市光陽 2 丁目 3-36 (福井総合福祉相談所内)	0776-24-5135 (障害者相談)	0776-24-8834
	0776-24-5138 (児童相談)	

⑤ 精神保健福祉センター 「ホッとサポートふくい」

こころの健康や精神疾患についての知識を広めたり、理解を深めるための仕事を行っています。思春期や依存症の人、自死された人の遺族からの相談を受けています。

住 所	電 話	ファックス
〒 910-0026 福井市光陽 2 丁目 3-36 (福井総合福祉相談所内)	0776-26-4400	0776-24-8834

⑥ 福井県子ども療育センター

専門の医師や保育士など多くのスタッフが診療と支援を行っています。



住 所	電 話	ファックス
〒 910-0846 福井市四ツ井 2 丁目 8-1	0776-53-6570	0776-53-6576

⑦ 発達障害者支援センター 「スクラム福井」

発達障害のある人や、その家族のみなさんが、よりよい生活をおくれるように支援します。

住 所	電 話	ファックス
〒 910-0026 福井市光陽 2 丁目 3-36 (福井総合福祉相談所内)	0776-22-0370	0776-22-0371

⑧ ひきこもり地域支援センター

ひきこもり状態にある本人やご家族の相談を受けます。



住 所	電 話	ファックス
〒 910-0026 福井市光陽 2 丁目 3-36 (福井総合福祉相談所内)	0776-24-4400	0776-24-8834

⑨ 福井県難病支援センター

難病の患者さんや家族の相談を受けます。



住 所	電 話	ファックス
〒 910-0846 福井市四ツ井 2 丁目 8-1 (福井県立病院本棟 3 階)	0776-52-1135	0776-52-1135

⑩ 福井県高次脳機能障害支援センター

高次脳機能障害の患者さんや家族の相談を受けます。

住 所	電 話	ファックス
〒 910-0067 福井市新田塚 1-42-1 (福井総合クリニック内)	0776-21-1300	0776-25-8264

⑩ 子ども教育相談 きょういく

・福井県特別支援教育センター

こうこうせい
高校生までの子どもや保護者、学校関係者などから、障害児教育についての相談を受けます。

住 所	電 話	ファックス
〒 910-0846 福井市四ツ井 2 丁目 8-1 (福井県立病院 かんれんよん 関連四機関の 4 階)	0776-53-6574	0776-52-6272

・越前町教育委員会 学校教育課

しょうがっこう ちゅうがっこう
小学校から中学校までの子どもや保護者などから、子どもの教育についての相談を受けます。



住 所	電 話	ファックス
〒 916-0192 越前町内郡 うちごおり 13-19-3 (越前町生涯学習センター内)	0778-34-8716	0778-34-2720

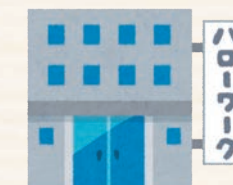
⑪ 越前町社会福祉協議会

地域福祉をすすめるため、福祉啓発、ボランティア育成、みぢか 身近な困りごと相談などを行っています。

住 所	電 話	ファックス
〒 916-0141 越前町西田中 8-20-1	0778-34-2388	0778-34-0794

⑫ 公共職業安定所 「ハローワーク武生」 しよくぎょう

会社ではたきたい人に、仕事を紹介してくれるところです。
障害のある人のための係 かかり もありますので、障害者手帳を持っ
て相談に行きましょう。



住 所	電 話	ファックス
〒 915-0071 越前市府中 えちぜんしふちゅう 1 丁目 11-2 (平和堂アル・プラザ武生 へいわどう 4 階)	0778-22-4078	0778-22-8830

⑬ 福井県障害者職業センター

「どんな仕事ができるだろう」と おも 思ったときに、
はたらく力を ちから しら 調べたり、職業につくための準備
訓練をしたりするところです。



住 所	電 話	ファックス
〒 910-0026 福井市光陽 2 丁目 3-22	0776-25-3685	0776-25-3694

⑭ 障害者権利擁護センター けんりようご

自分の身の回りのことや、お金のこと (ざいざん 財産) で困っている知的に障害のある人、精神に障害のある人が相談するところです。

住 所	電 話	ファックス
〒 910-0026 福井市光陽 2 丁目 3-22 (福井総合福祉相談所内 障害者支援課)	0776-24-5135	0776-24-8834

15 障害者虐待相談

家族や、障害のある人が利用する福祉施設の職員、つとめている会社などから受けた、虐待について相談を受けています。

・越前町役場 障がい生活課

住 所	電 話	ファックス
〒 916-0192 越前町西田中 13-5-1	0778-34-8723	0778-34-1235

・障害者基幹相談支援センター（越前町相談支援センターさざんか）

住 所	電 話	ファックス
〒 916-0146 越前町朝日 1 丁目 201 （こども支援センターえがお内）	0778-34-2501	0778-34-2507

16 障害者差別相談

障害のある人やその家族などから障害を理由とする差別について相談を受けています。「店にはいるのをことわられた。」「わかりやすい説明をしてもらえない。」なども差別です。

・越前町役場 障がい生活課

住 所	電 話	ファックス
〒 916-0192 越前町西田中 13-5-1	0778-34-8723	0778-34-1235

・障害者基幹相談支援センター（越前町相談支援センターさざんか）

住 所	電 話	ファックス
〒 916-0146 越前町朝日 1 丁目 201 （こども支援センターえがお内）	0778-34-2501	0778-34-2507



17 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などによってひとりで決めることに不安や心配のある人が、いろいろな契約や手続きをする際にお手伝いをする制度です。

	住 所	電 話
福井家庭裁判所	〒 910-8524 福井市春山 1-1-1	0776-22-5000
ふくい嶺北 成年後見センター	〒 910-0018 福井市田原 1 丁目 13-6 フェニックス・プラザ 4F	0776-28-3775
法テラス福井	〒 910-0004 福井市宝永 4-3-1 サクラ N ビル 2F	050-3383-5475

18 地域の相談員さん

・障害者相談員

知的に障害のある人および身体に障害のある人、本人またはその保護者からの相談に応じ必要な助言を行います。

・民生委員・児童委員

地域福祉の向上のために厚生労働大臣から委嘱された「民間の奉仕者」です。それぞれの担当地域において、常に町民の立場に立って、児童、障害のある人、高齢の人が安心して暮らせるように、相談・援助・情報提供を行います。



19 ふくしの相談窓口 といいといい

どこに相談したらいいのかわからない。高齢・障害・児童発達などに関係なく、越前町にお住まいの人の福祉の相談を行います。

場 所	電 話	日 時
越前町朝日 1 丁目 504 フ・クレール店舗	0778-34-1440	毎月第 2 木曜日 午後 1 時～ 4 時

障害者手帳区分程度別該当制度一覧

			2 年金・手当						3 共済・減免等			
			障害児福祉手当	特別障害者手当	重症心身障害児（者）福祉手当	特別児童扶養手当	特定疾患患者特別見舞金	障害基礎年金 障害厚生年金	障害者扶養共済制度	住民税・所得税	自動車税	NHK放送受信料
身 体 障 害 者 手 帳	視覚障害	1級	△	△	△	△	難病などのため6ヶ月以上入院し、その治療を受けている人に特別見舞金 ^{おく} が送られます	日本年金機構武生年金事務所で相談してください	○	○	△	△
		2級	△	△	△	△			○	○	△	△
		3級			△	△			○	○	△	△
		4級								○	△	△
		5級								○		△
		6級								○		△
	聴覚又は 平衡機能	2級	△	△	△	△			○	○	△	△
		3級			△	△			○	○	△	△
		4級								○		△
		5級								○		△
		6級								○		△
	音声言語	3級			△	△			○	○	△	△
		4級								○		△
	上肢・下肢・体幹 肢体不自由	1級	△	△	△	△			○	○	△	△
		2級	△	△	△	△			○	○	△	△
		3級			△	△			○	○	△	△
		4級				△				○	△	△
		5級								○	△	△
		6級								○	△	△
	内部障害	1級	△	△	△	△			○	○	△	△
		2級	△	△	△	△			○	○	△	△
		3級			△	△			○	○	△	△
		4級								○		△
	療育手帳	A1	△	△	△	△			○	○	△	△
		A2			△	△			○	○	△	△
		B1			△	△			○	○		△
		B2			△	△			○	○		△
	精神障害 者手帳	1級	△	△		△			○	○	△	△
		2級				△			○	○		△
		3級								○		△

○ほぼ該当、△条件ありで該当（所得制限ほか）、個別の状況により該当しない場合があります。ご注意ください。

			4 医療				5 サービス、助成				
			重度障害者医療費の助成	精神通院医療	更生医療	育成医療	在宅障害者訓練等施設 通所費助成	自動車改造助成	自動車運転免許 取得費助成	住宅改造助成費	住宅改修費助成 （日常生活用具）
身 体 障 害 者 手 帳	視覚障害	1級	△	手帳を持っていない人も、障害の種類、程度が該当すれば利用できます	手帳を持っている人で、障害の種類、医療の内容が該当すれば利用できます	手帳を持っていない人も、障害の種類、医療の内容が該当すれば利用できます	△			△	
		2級	△				△			△	
		3級	△				△				
		4級					△				
		5級					△				
		6級					△				
	聴覚又は 平衡機能	2級	△				△		△		
		3級	△				△		△		
		4級					△		△		
		5級					△				
		6級					△				
	音声言語	3級	△				△		△		
		4級					△		△		
	上肢・下肢・体幹 肢体不自由	1級	△				△	△	△	△	△
		2級	△				△	△	△	△	△
		3級	△				△		△		△
		4級					△		△		
		5級					△				
		6級					△				
	内部障害	1級	△				△		△		
		2級	△				△		△		
		3級	△				△		△		
		4級					△		△		
	療育手帳	A1	△				△		△		
		A2	△				△		△		
		B1	△				△		△		
		B2	△				△		△		
	精神障害 者手帳	1級	△				△		△		
		2級	△				△		△		
		3級					△		△		

			5 サービス、助成						福祉用具	
			有料道路料金	私鉄電車・バス運賃の割引	JR運賃の割引	航空運賃の割引	コミュニティバス・デマンドタクシー	福祉タクシー	身体障害者 補装具費の支給	身体障害者（児） 日常生活用具費の支給
身体障害者手帳	視覚障害	1級	○	○	○	△	○	△	△	△
		2級	○	○	○	△	○	△	△	△
		3級	○	○	○	△	○		△	△
		4級	○	○	○	△	○		△	△
		5級	○	○	○	△	○		△	△
		6級	○	○	○	△	○		△	△
	聴覚又は 平衡機能障害	2級	○	○	○	△	○		△	△
		3級	○	○	○	△	○		△	△
		4級	○	○	○	△	○		△	△
		5級	○	○	○	△	○		△	△
		6級	○	○	○	△	○		△	△
	音声言語	3級	○	○	○	△	○		△	△
		4級	○	○	○	△	○		△	△
	上肢・下肢・体幹 肢体不自由	1級	○	○	○	△	○	△	△	△
		2級	○	○	○	△	○	△	△	△
		3級	○	○	○	△	○		△	△
		4級	○	○	○	△	○		△	△
		5級	○	○	○	△	○		△	△
		6級	○	○	○	△	○		△	△
	内部障害	1級	○	○	○	△	○	△		△
		2級	○	○	○	△	○			△
		3級	○	○	○	△	○			△
		4級	○	○	○	△	○			△
療育手帳		A1	○	○	○	△	○	△		△
		A2	○	○	○	△	○	△		△
		B1		○	○	△	○			
		B2		○	○	△	○			
精神障害者手帳		1級		○		△	○	△		
		2級		○		△	○	△		
		3級		○		△	○			

○ほぼ該当、△条件ありで該当（所得制限ほか）、個別の状況により該当しない場合があります。ご注意ください。



えち ぜん ちょう やく ば しょう せい かつ か
越前町役場 障がい生活課
でん わ
電 話：0778-34-8723
ファックス：0778-34-1235

ユニバーサルデザイン (UD) の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。